

Title	近世フランスの法服貴族の形成と諸様相について
Sub Title	Sur la formation et les aspects de la noblesse de robe de la France du XVIe siècle au milieu du XVIIe siècle
Author	宮崎, 洋(Miyazaki, Hiroshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1968
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.41, No.2 (1968. 9) ,p.123(295)- 140(312)
JaLC DOI	
Abstract	<p>革命前のフランス貴族は、中世以来の伝統に基づき血筋正しい剣貴族(noblesse d'eepee)と、中世末ないし近世初頭以来、王権の絶対化に伴って拡充された官僚制を媒介に、第三身分から上昇した法服貴族(noblesse de robe)とによつて構成される。中でも法服貴族は、近世フランス社会の所産であり、その社会の展開と不可分な関係にあつた。拙稿の課題は、この法服貴族の形成と諸様相を、最近のフランス史学の成果を通して素描することにある。対象とする時代は、ほぼ一六世紀初頭から一般に法服貴族が成立したと考えられる一七世紀中葉までである。</p> <p>Il va sans dire que le rôle que la noblesse de robe a joué, est important dans le développement de la société française. J'ai essayé dans mon memoire d'esquisser la formation de la noblesse de robe et d'en expliquer les aspects au milieu du XVIIe siecle, en m'appuyant sur les resultats d'etudes recentes de l'histoire de France. Mon memoire se compose de trois chapitres. D'abord, j'ai essaye de prouver les conditions institutionnelles et economiques pour la formation de la magistrature, et a la fois le changement et l'ascension de plusieurs couches ou groupes sociales a la magistrature par des exemples concrets, dans le premier chapitre. Puis, j'ai essaye de prouver les conditions institutionnelles et economiques pour l'ascension a la noblesse, et la realite de l'ascension par des exemples concrets des parlementaires de Rouen, dans le deuxieme chapitre. Enfin, dans le troisieme chapitre, j'ai examine les aspects caracteristiques de la noblesse de robe qui a commence a exister nettement comme classe sociale au milieu du XVII^e siecle, par exemple, aspects de l'etat et de la caste. D'ailleurs, mon memoire ainsi compose n'est qu'une introduction de mes etudes. Car j'ai l'intention de pousser nos recherches jusqu'aux problemes de la noblesse au XVIIIe siecle. Done, comme ma petite etude s'arrete au milieu du XVIIe siecle, il me reste encore a examiner et eclaircir le developpement de la noblesse de robe depuis la seconde moitie du XVIIe siecle jusqu' a la Revolution francaise, sous la forme d'une etude plus approfondie.</p>
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19680900-0123

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近世フランスの法服貴族⁽¹⁾の形成と諸様相について

宮崎洋

革命前のフランス貴族は、中世以来の伝統に基づき血筋正しい剣貴族 (*noblesse d'épée*) と、中世末ないし近世初頭以来、王権の絶対化に伴って拡充された官僚制を媒介に、第三身分から上昇した法服貴族 (*noblesse de robe*) とによつて構成される。中でも法服貴族は、近世フランス社会の所産であり、その社会の展開と不可分な関係にあつた。拙稿の課題は、この法服貴族の形成と諸様相を、最近のフランス史学の成果を通して素描することにある。対象とする時代は、ほぼ一六世紀初頭から一般に法服貴族が成立したと考えられる一七世紀中葉⁽²⁾までである。

註

(1) 「法服貴族」は、しばしば不明確な概念だが、ここでは現在官職に就いていて、叙任の原因・理由が何であれ、貴族である者全てを指す。従つて、都市官僚貴族 (*noblesse de cloche*) をも含めることとする。尚、法服貴族と都市官僚貴族に関する従来の見解について、*さくあたり M. Marion: Dictionnaire des institutions de la France aux XVIIe et XVIIIe siècle. 1923, pp. 393~94* を参照。

近世フランスの法服貴族の形成と諸様相について

(2) Ch. Normand: *La bourgeoisie française au XVIIe siècle. 1604~61, 1908, p. II*; V. L. Tapié: *La France de Louis XIII et de Richelieu. 1952, pp. 58~59*; R. Pernoud: *Histoire de la bourgeoisie en France. 1962, T. II, p. 86.*

一 官僚の成立

(A) 成立の諸条件 一六世紀以来、王権が官僚制を一段と強化・拡充した事実は、例えば一四九九年の高等法院数六が一六世紀中葉に九、一七世紀末期に二三⁽³⁾に、一五七七年に一七創設された財務局 (*bureaux des finances*) が一六四九年に二四⁽⁴⁾に夫々増大した事例と一四九九年のパリ高等法院官僚数八三人が一五九四年約一八八人⁽⁵⁾に、七七年約七〇人の *trésoriers de France* が一六四九年四五七人⁽⁶⁾に、一五〇〇年頃約一万二〇〇〇人の官僚数が一六〇〇年頃二万二五〇〇〇人⁽⁷⁾に、夫々増加した事例とによつて知ることができ⁽⁸⁾。

ところで、かくも急激に多数の人々が仕官した契機は、当時の

社会経済的諸要因⁽⁸⁾と、官僚制に導入された売官制の諸結果⁽⁹⁾に求めることができよう。即ち、一五世紀後半期以来、都市は、活発な活動を開始し、その結果特に一六世紀に入ると、市民層が富をかなり蓄積していたが、彼らの富の基盤たる商業の市場が当時まだ狭少だったこと、フランソワ一世の対イタリア戦を初めとする一連の戦乱等のため、彼らの商業の体質に限界があつたり、不安定であつたこと、中世末以来の貨幣価値の低下や一六世紀以来の大陸の貴金屬流入による急速な貴金屬価値の低下により、苦勞して獲得した彼らの富が時間と共に急速に実質価値を失うこと等と、少くとも、一五二二年以来、売官制が新設官職に導入され、以後既存官職にも侵透した結果、官職が個人財産化したこと、一六〇四年のポレット法によつて、売官職の保有者が年税 (*droit annuel*) を払えば、官職の相続を認められた結果、官職が個人の相続財産化したこと、一七世紀初頭に、官職の規定を試みたロワゾー (*Loyseau*) は、官職を《国家に常勤の職務を持つ *dignité*》としたが、ゼレル (*Zeller*) によつて、この *dignité* が国王の威信を分有する名譽のことであるから、⁽¹¹⁾《官職が国王の委任した権限を帯る官位であると同時に、国王が放射した威信の度合によつて決まる》、然るべき位階を意味したこと等に、求めることができる。

ところで、官職は、一般に兵士の宿泊、バン、陪臣のバン、塩税、強制公債等の免除権と、*gages, épices* (*taxations*) の所得権をもつていたが、⁽¹²⁾上層財務官職 *trésorier de France* は、こ

の他に一五一九年以来、*tailles, crues, fourages* の諸税免除権、各種手当所得権⁽¹³⁾を、高等法院の評定官 (*conseiller*) 職は、この他更に、法院内食堂の無料使用権、ブドウ酒取引や封地購入の際の免税権⁽¹⁴⁾をもつていた。このことは、ひと度中下層官職を保有した人々に昇進の意欲を募らせたのであつた。

(B) 形成過程 市民層が官僚に転化・上昇する過程について、一七世紀前半期のボーヴェ市の富裕市民層を事例に検討したグベール (*Goubert*) は、作業場の親方 (*maître-fabricant*) が従来の仕事をやめて、商業に従事する決心をした時点を第一段階の終了、彼が商売に成功し、土地を購入し、市参事会の選挙権を持つ上層市民層 (*personages notables*) に上昇し、彼らと婚姻関係を結んだり、市参事 (*échevin*) 職に就く機会を得る時点を第二段階の終了、彼が娘を修道女にしたり、官職を購入して息子を官僚にした時点を第三段階の終了として⁽¹⁵⁾いる。

ところで、上述の諸段階における市民層の経済力の増加と、それに伴う純粹余剰分の不動産化の過程は、ボーヴェ市の商人 *Lucien Motte* と *Nicolas Danse* にみることができ⁽¹⁶⁾る。両人は、いずれも生涯に市参事職を経験し、第二段階まで進んだ有力商人であつた。

前者の過程を *Lucien Motte* にみると、彼の遺産は、動産が主として商品と定期金 (*rente*) から成り、商品総額は一〇万 *livre* (以下 *l.* とする) 以上に上つていた。当時の商業利潤は、通例一〇万 *l.* では約一萬 *l.* の利潤を生んでおり、彼は、この

利潤を不動産化せず、専ら、定期金一四件二万三六七五 l. と、
 闇定期金五件約二万三〇〇〇 l. の設定に使用していた。定期金
 の収入は、法定利率によつても、年に一三二五 l. と約一三〇〇
 l. になつており、これに若干の小作料と家作三家の家賃が加わつ
 ているのである。又、Motte 家の年間支出は、一三〇〇 l. で
 充分賄えるから、彼の没した一六四五年には、純粹余剰分が約一
 万一三〇〇 l. 位に増加していた⁽¹⁶⁾。一方、後者の過程を Nicolas
 Danse にみると、彼の遺産は、不動産が動産の二倍で、土地の
 占める比重が高く、グベールによると、この例はポーヴェ市民の
 典型的財産形態である。彼の年間収支は、不明だが、一六四二年
 頃、すでに市内の家作の他に、郊外の三地区に合計約五 hectare
 (以下 ha. とする) の耕地、一三 ha. の土地と牧草地、家作二
 家を所有していた。その後、彼は、三地区を各々核として周辺に
 土地を集積するが、二つの核には、合計一二 ha. 前後の土地を集
 積するにとどめ、当時牧草価格が上昇し、牧草栽培が有利だった
 ことに着眼して、残余の核 Neufvilette の牧草地拡大に全力を
 注ぎ、先づ一五 ha. の牧草地を、次いで二五〜三〇 ha. の牧草
 地と六五割地の耕地と家作二家を獲得し、その総額は後に四〇四
 三 l. 三 sols と評価された、この時の集積方法は、先ず約四 ha. 半
 の土地を購入し、その周辺に一五年にわたつて、例えば相続・交
 換・農民の抵当等も利用して土地を加えるものであつた。次いで
 家作数家と一〇 ha. の牧草地と一二 ha. の耕地を購入し、上述の
 方法で合計四五 ha. 以上集積し、後に一万二〇〇〇 l. と評価さ

近世フランスの法服貴族の形成と諸様相について

れた。結局彼の没した六一一年には、土地全体は、一一〇 ha. 以
 上、地価二万七〇〇〇 l. (トウール貨) 以上であつた。⁽¹⁷⁾

次に、中下層官僚から中上層官僚に上昇する過程における経済
 力の増加の事例は、多くの場合、官職を親に購入してもらつて
 も、購入に精一杯で、他の財産をそれ程多く持つていないで、例
 えば一六三八年頃、ルアン徴税区の主席 (President) Robert
 Le Paige の財産が総額五万二一九四 l. (土地二万二〇〇〇 l.
 定期金五一九四 l.、官職二万五〇〇〇 l.) で、収入が土地から
 一一〇〇 l. (二八・五%)、定期金から三七一 l. (七・五%) に対
 し、官職から約二五〇〇 l. (六四%) だつた如く、⁽¹⁸⁾ 就任当初程、
 他の財産収入に比較して官職収入の比重が高いことを示すが、あ
 る程度余剰分を蓄積すると、土地、家作、定期金等に投資して利
 潤を上げるので、全体の収入に対する官職収入の比重が低くな
 る。この過程は、例えば一六三九年頃、ルアンの bailliage の
 huissier, Jean du Mouchet が一万八二五〇 l. の財産を持ち、
 収入が土地から四三九 l. (三八%)、定期金から九〇 l. (八%)
 に対し、官職から約六〇〇 l. (五二%) であつた比重から、⁽¹⁹⁾ 一六
 〇九年に、ルアンの vicomte の conseiller assesseur, Jacques
 Poetevin が一万二一六二 l. の財産を持ち、収入が家作から三
 〇〇 l. (三六%)、定期金から二二三 l. (二八%) に対し、官職か
 ら約三〇〇 l. (三六%) の過程を経て、⁽²¹⁾ 一六三三年頃、コーの
 lieutenant de bailli, Jean Le Terrier が約一五万九〇〇〇
 l. の財産を持ち、収入が土地から五六六五 l. (七五%)、定期金

から三八四・一(五・五%)に対し、官職から一四〇〇・一、全体の僅か一九%にとどまつたり、一六三五年頃、アルク徴税区の主席 Pierre Lamy が一七万四二九二・一の財産を持ち、収入が土地から五〇四〇・一(四五%)、定期金から四五八八・一(四〇%)に對し、官職から一六〇〇・一、全体の僅か一五%にとどまつたこと⁽²³⁾で、明かであろう。又、上述の Le Tellier や Lamy 程に経済力が増大すれば、更に上層の官職を購入する余裕も充分ある。事實、Lamy 家は、すでに一八八年に、長男にルアン高等法院の評定官職を購入していた。⁽²⁴⁾

(C) 上昇の実態 人々が官僚に転化・上昇した事例は、ボルドーの輸出商、Grimon Eyquem の子 Pierre が同市参事に就き、孫の Michel が一五五四年、ペリグー租税法院の評定官、五七年、ボルドー高等法院の評定官に就いた(この Michelこそモラリストのモンテーニュ)⁽²⁵⁾ことや、パリ市民、Pierre Le Fevre d'Ormesson の子 Jean がパリ高等法院の commis au greffe civil に就き、孫の Olivier が会計検査院の procureur を振り出しに各種官職を歴任し、遂に七九年、同法院長に就いた(以後革命までパリ高等法院を中心に有名な閥族を形成した)⁽²⁶⁾ことや、オートタンの鞞皮商の子、Pierre Jeannin が六九年、デイジョン高等法院の avocat、七九年評定官、八〇年院長に就き、遂に一六一〇年、財務総監に就いた(彼が宗教戦争の政治的終結とブルボン絶対王制の確立に貢献した俗称《Le président Jeannin》)⁽²⁷⁾ことや、ポワトゥ地方シャトウルローの医者 Pierre Descartes

の子、Joachim が一五八六年レンヌ高等法院の評定官に、孫の Pierre も同法院評定官に就いた(以後革命まで有名な閥族を形成したが、孫の Pierre の次弟こそ哲学者デカルト)⁽²⁸⁾ 事例等、枚挙にいとまがない。

しかし、全国的な事例を列举するだけでは漠然としているので、ムーニャ(Mousnier)によるノルマンディと、ループネル(Roupenel)によるブルゴーニュの研究を事例にすると、両者は共に豊富な事例によつて、富裕市民層、特に商人層の上昇を一番多いとする。例えばルアンのラシヤ商、Jean Hébert の子 Richard は、租税法院の評定官につゞいて会計検査院の主席検事(procureur général)に就いており、その孫は、一六五九年、高等法院評定官に就いていた⁽²⁹⁾、デイジョンの靴下商、Etienne Le Compasseur の孫 Claude は、一五七三年、会計検査院の官職に就いていた⁽³⁰⁾。そこで更に、ルアン高等法院に一四九九—一六四〇年間に就任した評定官四六一人中、一族中初めて実際に就任した人々(実際には就任しなかつたり、逆に同一家系から多数就任したので)の中から、過去の系譜の比較的明らかな一五二人を調べると、例えば Pierre Le Lieur の父が「パリの商人」と明記されていた如き事例ばかりではないので、「市民」並びに「在住」と表記された事例を加えると、パリの医者だつた Regnaud Vigor⁽³¹⁾や、祖父の代にルアンに移住して沿海商業に従事し、父が一五八二年、官僚になつた Barthélémy Brice⁽³²⁾や、曾祖父の代にイギリスから渡来し、祖父の代にルアンの商人として定住した

Jean Sonnin⁽³⁵⁾の如き事例を含めて八〇人、例えば祖父が一五五〇年に、父が六三〇七二年に夫タルアンの市参事(市参事には大抵有力商人が就任する)を歴任した事以外不明ではあるが、市民と推定できる Pierre Rogue⁽³⁶⁾の如き事例九人を加えて、計八九人になる。しかし、中には Raoul Bretel⁽³⁷⁾の父は、ルアーブルの商人だったが、祖父が農村出身だった如く、市民を経由した農民層も含まれているが、都市の性格上むしろ当然であろう。いずれにしても、先の八九人という数は、百分率では全体の五八・四％であるが、部分的経歴しか判明しない残余の六三人中三五人を除外して計算すると、七六％と比重の大きなものになる。従つて、ここでも市民層、特に商人層の多い傾向を確認し得るのである。

次に、彼らは、共に富裕な農民層出身よりも剣貴族出身が多いことを指摘する。例えばブルターニュの剣貴族、Jean Turgotの子孫は、ノルマンディに移住し、一七世紀初頭には、一族ほとんど全部が司法官僚になり、ルアン高等法院の有力官僚だけでも五人を数えた(一八世紀の財務総監テュルゴもこの家系出身⁽³⁸⁾)し、一三世紀末以来続いた、Costantin 家は、一六世紀末にクターンの vicomte になり、長男は、その職を継ぎ、次男は、同地の bailliage の lieutenant に、孫は、maitre des requêtes に就いた⁽³⁹⁾。Jean-sans-Peur の部下で、主人と伴にモントゥローの橋の上で殺された貴族の子孫、Brigandet 家の人は、一五七六年、ディジョン会計検査院の評定官に就いたし、教皇庁駐在公国大使 Huguenin Coeurderoy の家系は、五八年 Jean が

ディジョン高等法院の評定官になつて以来、一世紀間に五人の評定官をだして⁽⁴¹⁾いた。一方、先のルアンの評定官の場合、例えば一一世紀以来、コー地方の剣貴族で、一二九三年から系譜の明らかな Joachim de Mathan⁽⁴²⁾、一二八三年の文書に chevavrier として引用され、その時から系譜の明らかな Galien de Behencour⁽⁴³⁾の如く、確実な剣貴族二〇人、例えば一四世紀末頃、chevalier で領主だったためや、同様に一四世紀末頃、écuyer で領主だったための Jean Doynel⁽⁴⁴⁾ や Nicolas Grimout⁽⁴⁵⁾ の如き、年代の古さから剣貴族と推定できる三人、計三三人(一五・一％)になる。この数は、彼らの指摘を裏すけるに充分であろう。

最後に、彼らは、富裕な農民層からの出身を余り評価しない。彼らは、ノルマンディの事例として、一七世紀初頭まで自己の保有地を耕作していたラヴルール、Guillaume Carrel⁽⁴⁶⁾、ブルターニュの事例として、シャロネーの cultivateur、Demortieres 家や、シャンボールのブドウ耕作者、Moisson 家を指摘するが、この種の事例を例外的としている⁽⁴⁸⁾。一方、先のルアンの評定官の場合も、結果は、ほぼ同様である。もつとも、この場合は、史料的に、本来農民層であるか否か、決め手がないからである。例えば Jacques de Benneville の祖先は、二代前の一五七四年、カーンの vi-bailii として授爵したが、それ以前三代間は、土地所有(保有?)者が続き、通算五代前の Pierre de Benneville⁽⁴⁹⁾ は、一四七五年に存命の証拠があるだけである。これでは、剣貴族に該当しないことは明瞭であるが、Adrien Lamy の祖先が三

代前に農村の住民であるにもかゝらず、四代前、通算七代前に
 デイエップの市民だった事例もある⁽⁵⁶⁾ので、富裕な農民層出身と積
 極的に断定できない。いずれにしても、富裕な農民層が官僚に就
 く事例は稀なものである。

註

- (33) Marion: op. cit., pp. 424~29; Olivier-Martin: His-
 toire du droit français. 1951, pp. 529~32.
- (4) J.-P. Charmeil: Les trésoriers de France à l'époque
 de la Fronde. 1964, pp. 8~16.
- (15) R. Doucet: Les institutions de la France au XVII^e
 siècle. 1948, p. 168; p. 171.
- (6) Charmeil: op. cit., pp. 4~16.
- (7) Méthivier: L'ancien régime. 1961, p. 50. 邦訳五
 頁。
- (8) 当時の社会経済史的諸要因の大略については、M. Bloch:
 Les caractères originaux de l'histoire rurale française,
 1931. 邦訳一六三~二〇四頁を参照。尚、拙稿では市民層・官
 僚層による土地集積の実態について言及しないが、例えばパリ
 北部に関する P. Goubert: Beauvais et Beauvaisie. 1960.
 pp. 219~220. %₁に詳細に関する M. Venard: Bourgeois
 et Paysans au XVII^e siècle. 1957, pp. 23~26; pp. 40~
 41. ナンティオン周辺に関する G. Roupnel: La ville et la
 campagne au XVII^e siècle. 1955, ④註 pp. 199~249. ナ
 アンティ・ロンチに関する L. Febvre: Philippe II et la

Franche-Comté. 1912, pp. 237~62; pp. 297~306. ナンティ
 ン周辺に関する Pernoud: op. cit., pp. 108~9, c. f. Le
 Roy-Ladurie: Essai sur Montpellier et sa campagne
 aux XVI^e et XVII^e siècles. p. 227 等々参照。

(9) 売官制の大略については、Norman: op. cit., pp. 11~
 12; pp. 21~55; Doucet: op. cit., pp. 403~18; G. Zeller:
 Les institutions de la France au XVI^e siècle. 1948, pp.
 132~41; G. Pagès: La vénalité des offices dans l'an-
 cienne France (Revue historique) 1932, pp. 477~95 等
 々、売官制との諸結果の精緻な実証については、R. Mous-
 nier: La vénalité des offices sous Henri IV et Louis
 XIII. 1945. 等々、回書に関する紹介は、L. Febvre の Gros
 sujet, gros livre: La vénalité des offices (Annales
 d'histoire économique et social) 1948, pp. 110~13 等々
 々参照。

(10) 周知の如く、「市民層」(bourgeoisie) は、多義的概念で
 ある。特に日本の学界の通説では、市民層を産業資本主義の担
 い手層と規定するが、拙稿の「市民層」は、こうした生産関係
 を媒介に規定される概念ではなく、フランス史学の法制的・社
 会的通説に基づく概念、即ち、聖職者・貴族層と民衆・農民層
 の中間に位置し、都市に住む富裕層の層 (Marion; op. cit.,
 pp. 52~53; Pernoud; op. cit., p. 77; P. Goubert; Famil-
 les marchands sous l'Ancien Régime: les Danse et les
 Motte, de Beauvais, 1959, p. 16 等々参照) である。

(11) Zeller: op. cit., pp. 129~30. cf. Ch. Loyseau: Ci-

na livres du droit des offices. 1613, pp. 13~14.

- (21) Mousnier: op. cit., pp. 55~56.
- (21) Charneil: op. cit., pp. 84~100.
- (47) Mousnier: op. cit., pp. 433~34.
- (51) Goubert: op. cit., p. 17.
- (91) Ibid., pp. 33~36.
- (71) Ibid., pp. 49~52.
- (81) Mousnier: op. cit., p. 452.
- (91) Ibid., p. 454.
- (28) ノの職令の vicomte だ' ハマトハキトイ 執持の prévôt だ' 忍大匠 執持。 Marion: op. cit., p. 553.
- (21) Mousnier: op. cit., pp. 449~50.
- (21) Ibid., pp. 448~49.
- (23) Ibid., p. 451.
- (24) H. de Frondeville: Les conseillers du parlement de Normandie sous Henri IV et Louis XIII (1594~1640). 1964, p. 221. フトノハキトイ フロンデビル; A. ヲホノ。 近' ノの 史 家 だ' 國 本 編 合 だ' J.-P. Bardet だ' 4ノ 17VIIe siècle. 1967, pp. 73~74 だ' 参照。
- (45) Mousnier: op. cit., p. 61; Tapié: op. cit., p. 58; Pernoud: op. cit., p. 186.
- (28) Mousnier: op. cit., pp. 60~61; Norman: op. cit., pp. 58~59; Pernoud: op. cit., p. 89.
- (21) Mousnier: op. cit., p. 61; Britanica T. XII pp. 982~83.

近世フランスの法服貴族の形成と諸様相について

- (28) Pernoud: op. cit., p. 38; A. Le Moy: Le parlement de Bretagne et le pouvoir royal au XVIIIe siècle. 1909, pp. 57~58; A. Baillet: Vie de monsieur Descartes, reduite en abrégé 1692, rééd., 1946, pp. 3~4; p. 6; J. Meyer: La noblesse bretonne au XVIIIesiècle. 1966, p. 40. 近' Meyer だ' Joachim だ' 史 家 執持 下 ナメノ 史 家 ヲホノ。
- (21) Mousnier: op. cit., p. 520.
- (28) Roupnel: op. cit., p. 177; p. 201.
- (25) 史 家 史 家 だ' Frondeville: A. の 史 家' 同 職 令 の Les conseilles du parlement de Normandie au seizième siècle (1499~1594). 1960 ヲ Les présidents du parlement de Normandie (1499~1790). 1953 だ' フトノハキトイ 夫々 Frondeville: B. 改 だ' C. ヲホノ。 近' Frondeville: C. だ' 國 本 編 合 だ' P. Leulliot だ' 4ノ Annales: é. s. c., 1954, pp. 530~32 だ' 参照。
- (23) Frondeville: B. pp. 89~91.
- (23) Ibid., p. 568.
- (24) Frondeville: A. pp. 300~302.
- (23) Ibid., pp. 351~52.
- (23) Frondeville: B. p. 553.
- (21) Frondeville: C. pp. 267~68; Mousnier: op. cit., p. 61.
- (28) Frondeville: C. pp. 338~52; Mousnier: op. cit., pp. 524~25.

- (39) Mousnier: op. cit., p. 526.
- (40) Roupnel: op. cit., p. 170.
- (41) Ibid., p. 170.
- (42) Frondeville: B. pp. 605~608, pp. 611~12.
- (43) Frondeville: A. pp. 2~8.
- (44) Frondeville: B. pp. 466~68.
- (45) Frondeville: A. pp. 65~68.
- (46) Mousnier: op. cit., p. 518.
- (47) Roupnel: op. cit., p. 188.
- (48) Mousnier: op. cit., p. 518; Roupnel: op. cit., p. 188.
- (49) Frondeville: A. pp. 131~32.
- (50) Ibid., pp. 219~21.

二 法服貴族の成立

(A) 成立の諸条件 貴族身分を得ることは、社会的威信を更に高めることと、その具体的反映である諸特権、一六世紀には、第一にタイユ税の免除、第二に軍役免除、第三に裁判上の特権、第四に第三身分の人々より経済的に安く学位を得る権利、最後に例えば紋章を持ったり、貴金属の飾りをつける権利の如き、一連の名譽的な権利等を、享受することであつたから、当然多くの官僚がそれを求めた。

以下に、貴族身分獲得の方法を列挙するならば、第一は、封地を得る方法であつた。中世において、封地は、ロワゾーが述べた如

く、《それ自体のもつ）本来の品格のため、貴人に与えられ、第三身分の人々の所有を許されぬこと》⁽⁵²⁾を原則としたが、中世末期に至ると、封建関係が弛緩し、封地売買の事象が一般化した結果、多くの第三身分の人々が封地を獲得した。すると、上述の原則が理論上まだ有効な社会だつたから、封地を獲得した人々は、証拠がない限り、逆に第三身分とは言えないことになるのだ。原則と事象のパラドックスを利用したこの方法に対し、王権は、早くも一二七五年の勅令で、自動的叙任を否定する規定を設けたが（王領地のみ適用）⁽⁵³⁾、一六世紀の法学者バケ（Bacquet）が《フランスでは、人が貴族たるを立証するには、複数の証人が当該者の祖父と父を知つていて、その彼らが貴族風に生活し、紋章を使い、戦争に出征し……を、目撃したことを証言するだけで充分だつた》⁽⁵⁴⁾と述べた如くであるから、首尾よく封地を獲得した官僚は、一四六三〜一七二七年間に実施された貴族調査（recherche de la noblesse）で、確認状（arrêt de maintenance）（ノルマンディを対象にした一四七〇年の Montiliz の勅令以来、貴族たるを主張する人々は、納付金と引換えに確認状を得ることになつた。尚、七〇年に確認状を得た人々の中には、例えばルアン高等法院の評定官、Arnaud Goupil, Thomas Postel 等の祖先もいる）⁽⁵⁵⁾を入手して、真正の貴族になり得た。

第二は、王権に対する貢献の代償として勅許状を得る方法で、例えばルアン高等法院の評定官 Jean du Bosc の四代前 Martin が一三六〇年、ジャン二世の身代金の人質となり、イギリスで死

亡したことの⁽⁵⁷⁾ため、Laurent Tiremois が一五八八年、彼の父の四〇年間に及ぶ *avocat du roi* 職忠勤と、彼自身の *avocat* と *sénéchal* 職忠勤のため⁽⁵⁸⁾、夫々叙任された如く、少くとも一六世紀には一般的であつた。しかし、例え叙任の際、納付金を免除されたとしても、タイユ税納税者を一名失うことになる訳で、自己の所属教区に施しをするか、Guyon Payen が一五三三年、自己の所属教区に行つた如く、⁽⁵⁹⁾定期金を設定しなければならなかつた⁽⁶⁰⁾。

第三は、特定官職に就任すると、王権から個人的に叙任される方法で、叙任効力から *noblesse du premier degré* (*noblesse transmissible*) と *noblesse du second degré* (*noblesse gra-duelle* とか *noblesse à vie*) に區別できぬ。

前者は、世襲の効力をもち、一六世紀前半のフランソワ一世治下では、⁽⁶¹⁾① *Grands Offices de la Couronne* に数えられる大法官 (*chancelier de France*) 職、*secrétaires d'États* 職⁽⁶²⁾、*notaires de roi*, *secrétaire du roi*, *maison et couronne de France* 職⁽⁶³⁾、*maîtres des requêtes de l'hôtel du roi*, *chefs d'office de la maison du roi*, 最高諸法院の院長と、部長 (*président à mortier*) (*Conseil privé* に加わつてゐる人の) 職等、⁽⁶⁴⁾② *gouverneurs*, *commandants*, *lieutenants du roi* 職等である。その後、官職数の増大と共に、被叙任官職数も増大したが、官職種の増大をみなかつた。一方、これらとは別に、例えばシャルル五世が一三七一年に「当該住民……がイギリス人に抵

近世フランスの法服貴族の形成と諸様相について

抗して、余に尽したことに鑑み」として、ポワチエの市長 (*maire*) 職と市参事職二五を被叙任官職にした如く、⁽⁶²⁾王権は、主として対イギリス戦をめぐる政治的配慮から、パリ、アングレーム、ラロッシュル等西部地方の諸都市官職をも被叙任官職にした。⁽⁶³⁾しかし、その後王権は、例えば一五五九年、市制を施行したナント市の市長職と市参事職一〇を被叙任官職にしたが、八一年、これを市参事職六に削減したり、⁽⁶⁴⁾一六二八年、反乱の結果降伏したラロシエルの都市官職からこれを剝奪した如く、⁽⁶⁵⁾都市官職に限り、徐々に被叙任官職を廃止する傾向にあつた。

後者は、世襲の効力がなく被叙任者一代限りで、フランソワ一世治下では、⁽⁶⁶⁾③ *パリ高等法院の評定官職*、*主席弁護人職*、*主席検事職*、その他の諸官職、*グレジヴォダンの viceballii* を含めた *グルノーブル*、*トゥルーズ*、*ボルドー*、*ディジョン*、*ルアン*、*エクス*の諸高等法院官職、⁽⁶⁷⁾④ *パリ会計検査院の maîtres ordinaires* や他の官職、⁽⁶⁸⁾⑤ *パリ租税法院の評定官*、*généraux*, *avocats*, *主席検事*、*greffier* の諸官職、⁽⁶⁹⁾⑥ *trésoriers généraux de France* (*trésoriers de France* の前身) (*ブローアの*それを除く) 職等である。その後、官職数の増大と共に、被叙任官職は、例えば一六四九年、*ディジョン高等法院の残余の官職* 全てに、⁽⁷⁰⁾翌五〇年、*同地の会計検査院の古参 maître* 職にの如く、⁽⁷¹⁾パリ最高諸法院と同種の官職に及んだ。

ところで、後者から前者に、即ち、一代限りから世襲に被叙任変えをするための規定は、一応存在し、一六世紀には二〇年以上

勤続すること、⁽⁶⁹⁾一七世紀には親子とも後者の官職に夫々二〇年以上在職するか、在職中に死亡することを要件とした。⁽⁷⁰⁾しかし、この要件を満たして前者に変わった事例は、*trésorier de France* の場合、一八世紀中葉頃からであったし、⁽⁷¹⁾最高諸法院の評定官の場合、上述の如く王権が前者を拡大したので、多くなかったと推定される。

(B)形成過程 官僚から法服貴族に転化・上昇する過程における経済力の増加の事例は、例えば一五八七年までルアン高等法院の評定官として在職した *Nicolas Caillot* の財産にみる事ができる。⁽⁷²⁾彼の財産は、一五八九年頃、一万五七四〇^l。(家作四家約五五〇〇^l、定期金三二四〇^l、官職約七〇〇〇^l)で、収入が家作二五〇^l。(二〇%)、定期金三二四^l。(二一・五%)、官職七〇〇^l。(五六%)であった。彼は、七二年に就任して以来、八七年に辞職し、翌年没するまでに、この財産の内、家作三家と定期金全てを獲得したのであった。従つて、就任当初、彼は、七〇〇^lの官職収入でほとんど全ての生活を賄い、残余を蓄積して、経済力を増加したのである。

ところで、前節でみた如く、余剰分を不動産化すると、財産は、急激に増加する。その事例を例えばルアン高等法院の評定官、*Robert de Croismare* の息子、*Adrien* にみる事ができる。⁽⁷³⁾彼の財産は、ルアン租税法院の院長として一五八九年、没した時、一二三五(六〇〇^{ha.}以上)エーカーの土地と定期金四五八〇^lであった。この内、四三〇エーカーと定期金二八二七^l。

が父の遺産であつたから、残余の八〇五エーカー(一七世紀のブルゴーニュでは一エーカーの地価が普通三〇〇^l、仮にその地価で計算すると、八〇五エーカーでは二四万一五〇〇^lになる)と定期金一七五三^l、要するに倍以上を在職中に獲得したことになる。

ところで、こうした財産の急激な増加の背後には、彼らの冷徹な運営方策があつた。例えばブルゴーニュの土地経営をみると、剣貴族が自己の領地に世襲的な農民を置き、管理人を介して経営するので諸経費がかさみ、在地最大の剣貴族、*Tavannes* 伯の *Beaumont* の領地でさえ、三〇年戦争前には小麦とオート麦合せ二〇〇^{hectitre}の純益を上げていたが、一六四七年には約一一〇^{hectitre}しか上げず、六〇年には収入四八三^lに対し、支出九五二^lで、約五〇〇^lの赤字であつた如くのため、必然的に領主的諸権利(例えば裁判やサンス)による収入を当にせざるを得ないのに比し、彼らは、土地の位置と規模、地味、耕作者の提示する諸条件等を考慮して、その都度、不利にならない方法(金納・物納・併用の三種)で、六〇九年間毎に農民と小作契約を結び、主として小作経営による収入を当にしていた如く。⁽⁷⁴⁾又、更に、彼らは、例えばディジョン高等法院の評定官 *Bouhier* が *Fleury*, *Pasques*, *Lantenay* の共同地を強制分割させ、最少限二〇〇 *journaux* の森林地を占有したり、一六三四年に *Lantenay* の領地に、⁽⁷⁵⁾次いで *Valcourbe* の領地に強制使用権を脅迫して確立した如く、小作料以外に、不法なものも、消滅した

ものをも問わず、全ゆる領主的諸権利の活用による増収をも目論んだのであった。

以上の結果、彼らは、貴族に上昇した時点では、例えばルアン高等法院部長 Jacques d'Amfreville の財産が一六二九年頃、土地約二六万四〇〇〇⁷⁶ l.、定期金二万七六六七⁷⁶ l.、官職約一六万⁷⁶ l.、offices domaniaux 約六万六四二〇⁷⁶ l.、合計約五二万⁷⁶ l.、同院長 Claude Groulard の財産が一六〇二年、土地二八万八二〇〇⁷⁶ l.、定期金四万二〇〇〇⁷⁶ l.、合計約七万三五〇〇⁷⁶ l.、offices domaniaux 等一万六〇〇〇⁷⁶ l. (院長職は、原則として非売官だから財産に加えない。しかし、例えば一六一一年、パリ高等法院長職は、二二万⁷⁷ l. で売却された)、合計三四万六〇〇〇⁷⁷ l. ないし三七万六七〇〇⁷⁷ l. であつた如く、莫大な財産を蓄積していた。

◎叙任の実態 官僚が叙任された事例は、パリ高等法院評定官 Charles Lamoignon が一五五七年、その官職により (彼の子孫は、パリ高等法院を中心に多数の司法官職に就き、フランス最大の法服貴族を形成)⁷⁹、アルジャンタン徴税区の contrôleur des aides et des tailles, Jean Estienne が一二年の忠勤により (彼の子孫は、三代にわたつてルアン高等法院評定官)⁸⁰、エヴローの lieutenant commis du bailli, Jean Postel が一四七〇年、封地を所有したことにより (彼の子は、ルアン高等法院評定官)⁸¹ の如く、枚挙にいとまがない。しかし、事例を列挙するだけでは漠然としているので、ここではノルマンディを事例に叙任の特質をみるが、J.-R. ブロックの指摘 (他のどの地方でも roturiers

近世フランスの法服貴族の形成と諸様相について

がここ (ノルマンディ……筆者) 程封地を獲得しなかつたし、官僚がここ程多くなかつたし、貴族勅許状がここ程要求もされなかつた⁸² からみて、ノルマンディがフランスではかなり特殊な存在で、ここを基準に他地方を性急に推し計ることは慎まねばならない。

先ず、ムーニエによつて全体の叙任数をみると、⁸³ 一五八九～一六四三年間に五四四件で、官僚の叙任は、一一七件 (残余の四二七件は、貴族風の生活をした元商人や土地所有者等の叙任) であつた。これを王権展開の諸段階毎に区切つてみると、第一区間 (一五九三～九八年間、アンリ四世の内政再建期) は、六三件、第二区間 (一五九九～一六〇九年間、アンリ四世の政策展開期) は、五件、第三区間 (一六一〇～四三年間、ルイ一三世の治政期) は、三七件である。

ところで、この被叙任官僚を職位職種別にみると、例えば第一区間の六三件中では最高諸法院の官僚一三件、vicomte や bailliage の lieutenant の如き中下層の司法官僚一三件、徴税区の官僚の如き下層の財務官僚二三件等が中心である。

次に、上述とは観点が異なるが、一四九九～一六四〇年間におけるルアン高等法院の院長・部長・評定官の就任前の叙任数と形式を検討してみると、院長 (既述の如く、原則として非売官で、売官制に組入れた部長以下の官僚とは性格を異にするが) 八人中では、五人が就任前に貴族で、この内二人は、例えば François de Marsillac がジェノア駐在大使を歴任後、院長に就任したが、その

間幾つかの領地を、特にペリゴールに *baronnie* と *châtellenie* を所有した事実から推定し得る如く、封地が王権に対する貢献によつて叙任されたと考えられ、三人は、例えば *Antoine de Saint-Antot* がデイジョン高等法院の評定官、ルアン同法院の部長を歴任した事実から推定し得る如く、官職によつて叙任されたと考えられる。次に、部長三七人を調べると、一八人が就任前に貴族で、この内剣貴族一人を除くと、六人は、例えば *TanneGuy de Lannoy* の五代前の祖先が妻の嫁資として封地を獲得した後、ノルマンデイがイギリスから解放された直後の一四五〇年、この封地の承認を要求して、一四六七年、一〇〇⁽⁸⁴⁾ l. の納付金で叙任された如く、封地による叙任であり、一人は、叙任形式不明である。次に、評定官一五二人を調べると、半数以上の八四人が就任前に貴族で、この内剣貴族二三人を除くと、二一人は、封地による、一三人は、王権に対する貢献による、更に三人は、そのいずれかによる叙任であつた。一方残余の二四人は、例えば *Mathieu Pascal* (一七世紀の思想家 *パスカル* の父方の遠縁) の祖父が一四八〇年ルイ一世から叙任されたが、その形式が不明確な如く、概ね不明である。⁽⁸⁷⁾

以上の結果明かになつた諸特質を総括すると、第一に官僚の叙任数は、全体の叙任数に比較して、決して多くないこと、第二に官僚の叙任は、王権の展開と密接な連関のあること、第三に被叙任官僚は、上層官僚より中下層官僚に多いこと、第四に高等法院官僚の約半数がそれ以上が当該官職に就く前に叙任されているこ

と、第五に高等法院官僚で叙任形式の明かな人々の圧倒的多数が封地による叙任であつたこと等である。

註

- (51) Zeller: op. cit., pp. 12~14.
- (52) J.-R. Bloch: *L'anoblissement en France au temps de François Ier*, 1934, p. 37. c. f. *Loyseau; Traité des orders*, V. 66.
- (53) J.-R. Bloch: op. cit., pp. 38~39; *Olivier-Martin: op. cit.*, p. 637.
- (54) Zeller: op. cit., pp. 16~17. c. f. *J. Bacquet: Quatrième Traité des droits du domaine de la Couronne.*
- (55) *Frondeville: B. p. 80* と *p. 96.*
- (56) *Olivier-Martin: op. cit.*, p. 637.
- (57) *Frondeville: B. pp. 8~10* と *p. 26.*
- (58) *Frondeville: A. p. 103.*
- (59) *Ibid.*, p. 286.
- (60) *Olivier-Martin: op. cit.*, p. 638.
- (61) *J.-R. Bloch: op. cit.*, pp. 75~76.
- (62) *Ibid.*, p. 108.
- (63) *Ibid.*, pp. 109~119.
- (64) *E. D. de Saint-Sauveur: Histoire de Bretagne, des origines à nos jours*, 1935, pp. 27~28.
- (65) *J.-R. Bloch: op. cit.*, p. 108.

- (96) Ibid., p. 76.
- (97) Rounel: op. cit., p. 186; F. L. Ford: *Robe and Sword*, 1962, pp. 63~64.
- (98) Marion: op. cit., pp. 393~94.
- (99) J.-R. Bloch: op. cit., pp. 75.
- (70) Mousnier: op. cit., p. 504; Charmeil: op. cit., p. 72.
- (71) Charmeil: op. cit., pp. 72~73.
- (72) Mousnier: op. cit., p. 442; Frondeille: B. p. 509.
- (73) Mousnier: op. cit., p. 446; Frondeville: C. p. 217.
- (74) Rounel: op. cit., pp. 308~309 と pp. 315~18.
- (75) Ibid., p. 269.
- (76) Mousnier: op. cit., p. 441; Pernoud: op. cit., p. 110 附' の数字は' 回' の数字の Les offices de la famille normande d'Amfreville 1584~1656. (*Ruvue historique*), 1938, pp. 18~19 に掲げる数字の四万 1. 多い。この違いの原因は、部長職価格を一方が明示された価格を額面とし、他方が同年の平均値を求めたことによる。
- (77) Normand: op. cit., p. 38; Mousnier: *La vénalité des offices*, p. 317.
- (78) Ibid., pp. 440~41.
- (79) F. Bluche: *L'origine des magistrats du parlement de Paris au XVIIIe siècle*, 1956, pp. 234~35.
- (80) Frondeville: A. pp. 307~309.
- (81) Frondeville: B. p. 96.

近世フランスの法服貴族の形成と諸様相について

- (82) J.-R. Bloch: op. cit., p. 42.
- (83) Mousnier: op. cit., pp. 529~30.
- (84) Frondeville: C. pp. 42~44.
- (85) Ibid., pp. 52~53.
- (98) Ibid., pp. 333~35.
- (78) Frondeville: B. pp. 112~15.

三 法服貴族の諸様相

(A) 身分問題 以上の如き過程を経て、彼らは、法制的には貴族に上昇し、例えば官職による叙任なら、最高諸法院の院長や部長は、《chevalier》の称号を得ていた⁽⁸⁸⁾、正式に認められた訳ではないが *trésoriers de France* もそれを使用していた⁽⁸⁹⁾。しかし、彼らを見る社会一般の目は、例えば尊称として彼らに対し、上述の院長や部長に対して使う《chevalier》、貴族ではなら司法官僚に対して使う《noble homme》、市民層に対して使う《honorable homme》を無差別に使った如く、⁽⁹⁰⁾ 確立していない。従って、例えどの尊称で呼ばれようと、彼らは、⁽⁹¹⁾ 官職で一代を経て後、その息子だけが真正の貴族とみなされた。しかし、⁽⁹²⁾ 剣貴族は、血筋を盾に彼らの貴族身分を《……冗談じゃない……》として拒否する。一六世紀には、剣貴族は、その身分を象徴する封地の所有、携剣、紋章等で、当時を程多くなかつた法服貴族と外見からも区別されたが、一六世紀末から一七世紀に至ると、当時の経済学者モンクレティアン (*Montchrétien*) が《*当今、(人々を……筆*

者) 外見から区別することは、不可能である。巷の商人がまるで貴人の如き服装(なり)をしている(93)と嘆いた如く、商人や平官僚でさえ、互に《*sieur*》と呼び合ひ、《*écuyer*》の称号を使い、携剣する有様だつたから、まして外見の生活態度から法服貴族と区別され得なくなつた。従つて、剣貴族は、必然的に例えば一五九六年の名士会 (*Assemblée des Notables*) で社会一般の貴族資格の横領を非難し、王権をして九八年と一六〇〇年の勅令で四万人以上を課税対象身分(第三身分)に引き戻させた如き、積極的な反発の動きを示し始め、遂に一六一四年、全国三部会の陳情書において、反発の対象を明確に法服貴族に絞つて非難し、剣貴族のために、官職、王家の要職、騎士団の地位、高等法院の名誉職等及び貴族身分の横領防止とを要求してゐた。⁽⁹⁶⁾

一方、それに対して、彼らが反応を示さなかつた訳ではない。例えば上述の三部会で、彼らは、剣貴族の年金廃止提案を行つたし、⁽⁹⁷⁾一六一七年の名士会では、開会に先だつ行進の際、社会的權威を誇示することになるので、第一身分の聖職者に次いで、彼らが剣貴族より先に行進すると強硬に主張したのであつた。

以上の事例の如く、彼らと剣貴族は、集団的に対峙した場合、時には感情的とさえ思える程対立していたが、個人の職業と婚姻の問題を検討してみる時、両者を対立・疎遠の關係と一方的に断定はできない。例えば一六一〇年、ルアン高等法院部長に就任した Jacques Poerier の長男、Adrien は、*baron d'Amfreville* で剣貴族になり、次男 Jacques (父と同名) は、父の

官職を継ぎ、三男 Nicolas は、*baron de Lisle* で一六一四年頃からほぼ全面的に世襲制の確立した剣貴族の牙城、軍職に、長男の子 Nicolas (叔父と同名) も軍職に、三男の子 Jacques (伯父と同名) は、同法院の評定官から軍職に移り、軍職に就き剣貴族だつた兄の Adrien (伯父と同名) が転向して部長職(98)に就いた如く、両者相互間の移動が少くないからである。又、一五九四〜一六四〇年間に新就任したルアン高等法院の評定官中、子孫の経歴の明かな三二家を調べると、例えば同評定官を振り出しに、メス、ナンシーの諸法院評定官を歴任し、三一年に *maîtres des requêtes de l'Hôtel du roi* に就いた Michel Marescot の三人の息子の内、長男 Gilles-Michel (次三男は聖職者) が *maréchal-des-logis général de cavalerie* に就いた(99)如く、子が親の官職を継がず、軍職に就いたのは、五家七人を数えるのである。

次に、婚姻に関しても上述の法院部長 Jacques Poerier 一族を例にするなら、Jacques は、領主で *chevalier* だつた人の未亡人 Marguerite Grisel と再婚したし、次男 Jacques は、一六二二年、*capitaine de régiment des gardes du Roi* で *chevalier* だつた人の未亡人 Geneviève du Valpontel と、長男 Adrien の娘 Marie は、二六年、*capitaine d'une compagnie de cent hommes d'armes* で伯領、侯領を所有するルマン(100)の有力剣貴族 Odet de Harcourt と、夫々結婚したのであつた。

以上の事例は、上述の剣貴族と法服貴族の対立を否定する程強い意味を持たないが、それでもある程度、両者間に交流が存在する証左である。

(B) カーストの問題 上述の如き様相を示す彼らには、少くとも一六世紀末ないし一七世紀初頭以来、カースト化をみる事ができる⁽¹⁰²⁾。この事實は、ムーニェが指摘する如く、中下層官僚から上層官僚への上昇に要する時間、例えば一七世紀前半期のノルマンディでは、従来一〜二世代で充分であったのに、今や二〜三世代以上を必要とする如く、によつても明かだが、具体的事例をルアン高等法院官僚に求めると、例えば王権の任命によつたとはいへ、一六〇八〜六三年間 Faucon 家は、Alexandre, Charles, Jean-Louis と三代にわたつて、長男から長男へ法院長職を世襲したのであつた⁽¹⁰³⁾。一方、一五八四〜一六四〇年間に同法院に実際に就任した評定官一五九人中、半数以上八二人の家系では、すでに以前に、その一族から院長・部長・評定官をだしたことがあり、中でも Le Roux 家は、同法院創立の一四九九年以来、一六一一年に就任した Robert まで、連続五人を輩出した如くであり、⁽¹⁰⁴⁾ 残余の七七人も、⁽¹⁰⁵⁾ 辞任に際しては、官職を Galien de Béthencourt が長男にの如く、⁽¹⁰⁶⁾ 子供に譲渡したり(一人)、⁽¹⁰⁷⁾ Pierre de Mouceil が弟にの如く、⁽¹⁰⁸⁾ 兄弟に譲渡したり(二人)、⁽¹⁰⁹⁾ Jean de la Rivière が娘婿 Jacques Bourget にの如く、⁽¹¹⁰⁾ 親族に譲渡してあり(一人)、⁽¹¹¹⁾ 相当程度カーストが確立しているように思われる。

近世フランスの法服貴族の形成と諸様相について

註

- (80) Normand: op. cit., pp. 52~53; Mousnier: *Problemes de stratification sociale (Deux cahiers de la noblesse 所収)* 1965, pp. 27~28.
- (81) Charmeil: op. cit., pp. 69~71.
- (82) Mousnier: *La vénalité des offices*, p. 511; *Problemes de*, pp. 27~28.
- (83) *Ibid.*, p. 511; *Ibid.*, p. 28.
- (84) *Ibid.*, p. 505; *Ibid.*, p. 33. c. f. Loyseau: *Discours sur les offices*, 1618, p. 10.
- (85) *Ibid.*, p. 502; *Ibid.*, p. 33. c. f. Montchrétien: *Traité de l'économie politique*, 1615.
- (86) *Ibid.*, p. 502.
- (87) Pernoud: op. cit., p. 88; Normand: op. cit., pp. 47~48.
- (88) P. Deyon: *A propos des rapports entre la noblesse française et la monarchie absolue pendant la première moitié du XVII^e siècle (Rivue historique)*, 1964, p. 351.
- (89) Pernoud: op. cit., p. 90; Tapié: op. cit., p. 95; Normand: op. cit., p. 242.
- (90) Mousnier: *Les offices de la famille*, pp. 11~12 及び pp. 22~23; Frondeville: C. pp. 309~10 及び p. 313.
- (91) Frondeville: A. p. 276.
- (92) Mousnier: op. cit., pp. 24~25; Frondeville: C. p.

310.

(91) 「カースト」に関する Mousnier: *Problèmes de*, pp. 9~14 を参照。

(92) Tapié: *op. cit.*, p. 74.

(93) Mousnier: *La vénalité des offices*, p. 360 ~ p. 532.

(94) Frondeville: *C. pp.* 74~77.

(95) *Ibid.*, pp. 292~98.

(96) Frondeville: *A. p.* 2.

(97) *Ibid.*, p. 46.

(98) *Ibid.*, p. 76.

結びに代えて

以上、法服貴族の形成過程と諸様相を素描したが、以下彼らの諸様相にみる特質を総括するなら、第一に彼らの就く最高諸法院の上層官職がすでにカースト化していたこと、第二に彼らと剣貴族が婚姻や例えば官職と軍職間の自由な転職の如く、職業を通じて交流し始めていたこと、第三に両者が例えば政治的・位階的重要度を問われる場合、互に上席権を主張した如く、権威的には対立したこと、第四に彼らが社会的には二代目かそれ以上経て初めて周囲から貴族としての扱いを受けたこと、等である。

ところで、これらの特質は、一七世紀後半以後革命に至るまでの彼らの展開過程と、如何なる関連性をもつであろうか。筆者は、稿を改めて、彼らの構造的展開過程の素描を試みる所存なの

で、ここではパジエス (Pagès)、サニヤック (Sagnac) 以来通説化した、歴史事象的展開過程に側してのみ概観することにする。

さて、一七世紀を前後に画するフロンドの乱以後、彼ら法服貴族は、王権によつて最高諸法院の諸権限、特に建白権を制限されたが、一六六一年、ルイ一四世の親政が始まるや、更にその制限を強化され、遂に七三年、全面的に禁止されて、ここに彼らの公式の国政に対する発言権を完全に失うに至つた。この間、上述の第一、第二の特質たるカースト化と剣貴族との交流は、例えばルモア (Le Moy) によると、⁽¹¹⁰⁾レンヌ高等法院が一七〇八年、貴族以外の人々の就任を拒否する方針をとつたり、サニヤックによると、⁽¹¹¹⁾ノルベールが三人の娘を夫々 ducs et pairs の duc de Chevrese, de Beauvillier, de Mortemart に嫁がせた如く、彼らの間で益々拡大・深化していた。一七一五年、ルイ一四世の没後、最高諸法院がルイの遺言書をめぐつて摂政政府と取引をして、諸権限、特に建白権を取り戻した結果、彼らは、再び国政に対する発言権を得て、以後財務・行政・経済・宗教の諸問題について、自己の階層だけでなく、問題によつては利害関係のある国民各層の世論を代弁したのであった。この間、⁽¹¹²⁾上述の第一、第二の特質は、例えばエグレ (Egret) によると、⁽¹¹³⁾上述のレンヌ高等法院に続いてトゥルルーズ・グルノーブル・ナンシー等の高等法院でも同様の方針をとつたり、ブリュッッシュ (Bluche) によると、⁽¹¹⁴⁾パリ高等法院の評定官が軍職に、軍人が評定官に夫々自由に移

publique au XVIII^e siècle. 1920, pp. 34~50 又 pp. 99~101; Ford: op. cit., p. 246.

(9) Meyer: op. cit., p. 436 特^ニ社^ニ 迹^ニ Egret: La noblesse bretonne au XVIII^e siècle (Ruvne d'histoire économique et sociale), 1966, p. 552 ^ヲ参^照。

(11) 例^ニ 社^ニ Pernoud, Normand ^ヲ見^解 ^ニ側^シ ^テ立^論 ^シ ^タ典^型。尚^ニ Méthivier: op. cit., p. 102, 邦^訳 ^一 ^二頁^ヲ参^照。